

裁判員制度の導入と実務への影響

仙台高等裁判所長官 秋吉淳一郎

1 裁判員制度は施行から9年目に入り、「国民の誠実な協力を得て、概ね安定的に運営されている」というのが一般的評価である。ここでは、裁判員制度の導入が刑事裁判実務に与えた影響、特に、制度導入により変化した、我が国の刑事裁判にとって重要な事柄について、個人的に感じていることをお話ししたい。

2 具体的には次のような点である。

(1) 判断過程の言語化

従前の刑事判決書における「量刑の理由」は、被告人に不利、有利な事情を並列した上で、特に説明もなく「以上を総合すれば」懲役〇年が相当と結論付けるものが主流であった。裁判官は長年の経験で量刑相場を体得していたからできたことである。これに対し、裁判員に量刑相場を求めることはできず、評議で認識を共通にするためには、量刑の判断過程を言語化する必要がある。そこで、犯行態様、被害結果、犯行動機などの犯情事実により刑の大枠を決定し、被告人の反省や成育歴などの一般情状事実により微調整するという「行為責任主義」を前提に、事案に応じた類型の「量刑グラフ」を用いて具体的な刑を導き出すという方式を採用することが一般的である。基礎資料はこれまでの先例であることなどから、一つの参考であると説明した上で、議論の出発点として、評議の比較的早い段階から示している例が主流と思われる。

(2) 判断過程の明確化

刑事責任能力の判断過程は、法律家の領域と鑑定人である精神科医の領域とにまたがる。裁判員制度導入前も、「究極的には裁判所の評価に委ねられるものの、生物学的要素及びこれが心理学的要素に与えた影響の有無・程度は、原則として、専門家である精神科医の意見を十分に尊重して判断すべき」などとする判例理論はあったが、それを超えて、鑑定人に責任能力の結論まで語らせることも少なくなかった。制度導入に当たって精神科医と裁判官とで研究を重ねた結果、裁判員裁判では、その判断過程を分析した上で、精神科医の領域と裁判員を含む裁判体の領域を意識しつつ、裁判を進めている状況にある。法廷では、精神科医に、犯行当時の精神機能、精神症状と、それが犯行にどのように影響を及ぼしているかを中心に説明を求めているのが実務の大勢と思われる。

(3) 証拠の厳選

一般論として証拠の厳選の必要性は制度施行前から予想されていた（現に制度が始まって記録が画期的に薄くなった）が、想定外だったのは、死体や血だらけの犯行現場の写真等の「残虐な証拠」である。被告人により引き起こされた現実の結果でもあり、犯行の残虐性を示すものとして量刑に影響することが否定できず、制度施行当初は比較的広く証拠採用されてきた。しかし、裁判員がPTSDにり患した事件などをきっかけとして、国民の参加を求めて裁判を行っている以上国民への配慮は不可欠であるということなどから、証拠の必要性を十分に吟味した上で、より刺激の少ない代替措置を検討するなどの運用が実務の大勢となっていると思われる。

(4) 自白事件における人証化

自白事件では、従前から、弁護人が取調べに同意した書証の内容が朗読又は要旨の告知で取り調べられて検察官立証は終了し、その後、弁護側立証として、情状証人尋問や被告人質問が行われることが一般的で、裁判員裁判も当初は同じ運用であった。しかし、裁判員は、書証の朗読では生き活きとした心証が掴みにくい一方、被告人の反省や成育歴等が語られる証人尋問等は強く印象に残り、量刑評議では、被告人の反省は本物かとか、被告人と被害者とどちらが気の毒かなど、犯情事実抜きに一般情状のみが議論される傾向にあった。そこで、自白事件でも、例えば、強盗致傷事件の被害者、殺人事件で背景事情を知る関係者などの重要な証人は、書証が同意でも証人として法廷に出てきてもらい、直接話を聞く運用が主流となった。もちろん、法廷証言で二次被害が懸念される性犯罪の被害者などは除き、できるところから進めている実情にある。

(5) 控訴審の審査の在り方

裁判員制度施行後、「控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示す必要がある」（論理則経験則等違反説）とする最高裁判例が示された。それまでの実務は、1審の裁判官の心証と控訴審の裁判官の心証とに差があるのであれば後者が優位する（心証比較説、心証優位説）とされていたように思われる。裁判員制度導入後は、心証は法廷で得るという公判中心主義が徹底され、そうであるとすれば、心証形成の場にはいない、証拠に直接触れていない控訴審裁判官の心証が優先するはずはない、控訴審は刑訴法が本来定める事後審に徹するべきであり、論理則経験則等違反を具体的に指摘できなければ1審判決を破棄することができないという考え方に落ち着いたものと思われる。

3 以上の事柄はほんの一例にすぎず、刑事裁判は試行錯誤の時代にある。まだまだ始まったばかりの未熟な制度であり、法曹三者の間でも認識が必ずしも共通しているわけではない部分も少なくない。法曹三者が、30年後、50年後を見据え、よりよい裁判員裁判として定着することを目指して、今後も努力することが望まれよう。